



報道関係者 各位

令和元年 8 月 7 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 須 田 健 二

賃金指導官 佐々木 重徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

## 秋田県最低賃金を時間額 7 9 0 円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が 2 8 円の引上げを答申 ～

1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、秋田県最低賃金（昭和 5 5 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の最低賃金額を現在の 1 時間 7 6 2 円から 7 9 0 円（引上げ額 2 8 円、引上げ率 3.6%）に引き上げるよう秋田労働局長（甲斐 三照）に答申した。

なお、引上げ額 2 8 円は、本年 7 月 31 日に中央最低賃金審議会が答申した「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安」(D ランク 2 6 円)に 2 円上乘せした額であり、過去最高の引上げ額となる。

2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約 3 万 2 千）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約 3 6 万 1 千人）に適用される。

3 今後、異議申出手続などを経て、令和元年 10 月 3 日から発効の予定。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で 1 万 6 千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。

# 秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中賃目安額	10	1	4	10	13	16	21	22	23	26
引上額	13	2	7	11	14	16	21	22	24	28
目安比較	+3	+1	+3	+1	+1	±0	±0	±0	+1	+2
改正最賃額	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790

